

消 防 災 第 415 号  
平成 24 年 11 月 30 日

各都道府県消防防災主管部局長 様

消防庁国民保護・防災部防災課長  
(公 印 省 略)

### 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進等について

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査等について（照会）」（平成 24 年 5 月 25 日付け消防災第 204 号）により照会しました調査結果を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

貴都道府県におかれましては、本調査結果を踏まえ防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進していただきますようお願いいたします。

特に、災害対策本部が設置される庁舎については、東日本大震災の教訓を踏まえて、その耐震性の確保や非常用電源設備に留意するとともに、仮に庁舎が使用不能となった場合に備え、耐震性や非常用電源設備を有する代替施設を指定するなどの対策を実施するようにしてください。

また、災害対策本部が設置される庁舎が津波浸水想定区域内に立地している場合においては、津波浸水想定区域外への移転を含めた安全対策の検討等について、速やかに行われるようお願いいたします。

なお、災害対策本部機能の喪失又は著しい低下への対応等については、「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書（平成 23 年 12 月 消防庁）」においても留意点や参考事例を掲載していますので、ご参照ください。

また、貴都道府県内の市区町村にもこの旨周知の上、その徹底を図られるようよろしく申し上げます。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 調査結果

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成 24 年 11 月）」  
([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2411/241130\\_1houdou/01\\_houkokusho.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2411/241130_1houdou/01_houkokusho.pdf))

## 2 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る現行の地方財政措置

消防庁では、従前から公共施設等耐震化事業（事業費の90%を起債対象とし、その元利償還金の50%を交付税算入）を実施しており、このうち、地震による倒壊の危険性が高い（Is値0.3未満）庁舎や避難所については、平成21年度から交付税算入率を2/3に引き上げています。

また、東日本大震災の教訓を踏まえて新たに設けられた緊急防災・減災事業（単独）では、耐震化を一層推進するため、地方財政措置について、事業費の100%を起債対象とし、その元利償還金の70%を交付税算入しています。

なお、庁舎等における非常用電源の整備や、津波浸水想定区域内からの庁舎等の移転等についても地方財政措置を講じています。

担当	震災対策専門官	中道
	震災対策係長	日野
電話	03-5253-7525	FAX 03-5253-7535